令で定める書類に限る。))	外選挙人名簿登録申請者	該在外選挙人名簿登録申	たことその他の特別の事	一 当該在外選挙人名簿登	げる書類)を提示して、し	る届出を行つている場合で	選挙人名簿登録申請者が他	簿登録申請書」という。)	申請書(以下この条及び第	より総務省令で定める者を	十二条において同じ。)に	者。第二号並びに次項第二	で定める地域にあつては、	おいて同じ。)(法第三十	の長又はその事務を代理す	者の住所を管轄する領事官	が、在外選挙人名簿に関す	する者(以下この章におい	第二十三条の三 (略) 第二十三条の三 法第三十条	在外選挙人名簿の登録の申請の手続) (在外選挙人名簿の登録の申請の手続)	3
	名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省	挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類(当該在	の他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当	外選挙人名簿登録申請者の旅券(旅券を紛失し、又は焼失し	を提示して、しなければならない。	つている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲	の法令の規定により当該領事官に住所に関す	書」という。)を提出し、かつ、次に掲げる書類(当該在外	下この条及び第二十三条の六第一項において「在外選挙人名	令で定める者を通じて、法第三十条の五第一項の規定による	いて同じ。)に対して、自ら又は総務省令で定めるところに	者。第二号並びに次項第二号及び第三号を除き、以下この章及び第百四	域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める	。)(法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令	の事務を代理する者を含む。以下この章及び第百四十二条に	者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館	挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請	下この章において「在外選挙人名簿登録申請者」という。)	三 法第三十条の五第一項の規定による申請は、当該申請を	甲請の手続)	行

一 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に関する事務に 一 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に関する事務に 一 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿官 中請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、
立書(申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、
立書を表記するに足りる文書)

ならない。
中請の日において住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登録申請者 (以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者 (以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者 (以下この条において「住所要件未充足在外選挙人名簿登録申申請の日において住所要件期間が三箇月に満たない在外選挙人名簿登

日本の国籍を失つた場合

領事官の管轄区域外へ住所を移した場合記載された住所をいう。次号及び第六項において同じ。)を管轄する在外選挙人名簿登録申請者の住所として在外選挙人名簿登録申請書に二 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所(住所要件未充足

四 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合の管轄区域内において住所を変更した場合 三 在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所を管轄する領事官

使用して行うときは、

5

6

6

挙人名簿の被登録資格に関する意見書及び当該届出書の写し) を添えて 該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、在外選 は、 活用した行政の推進等に関する法律 いて同じ。)に関する意見書(第二項第三号又は第四号に掲げる場合に (同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章にお 外務大臣を経由して、しなければならない。ただし、情報通信技術を 法第三十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の送付 当該在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格 項の規 定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を 外務大臣を経由することを要しない。 (平成十四年法律第百五十 一号 第

> 3 4 める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは 挙人名簿登録申請書を提出した領事官に住所、氏名その他総務省令で定 所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により在外選 を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該住 法第三十条の五第一項の規定による申請は、取り下げられたものとみな 届出があつたときは、 る届出は、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する事実 第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定によ 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による 当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者の

5 は、 該当する旨の同項の規定による届出書の提出があつた場合には、 挙人名簿の被登録資格に関する意見書及び当該届出書の写し) を添えて いて同じ。)に関する意見書(第二項第三号又は第四号に掲げる場合に (同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章にお 法第二十条の五第三項の規定による在外選挙人名簿登録申請書の送付 外務大臣を経由して、 当該在外選挙人名簿登録申請者に係る在外選挙人名簿の被登録資格 しなければならない。 在外選

この限りでない。

同項の規定による届出書の提出があつた場合には、当該届出書に記載さ 経過日において申請時住所 者に係る在外選挙人名簿の被登録資格に関する意見書を送付するときは あらかじめ、当該住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請者が三箇月 領事官は、 前項の規定により住所要件未充足在外選挙人名簿登録申請 (第二項第三号に掲げる場合に該当する旨の

3

(在外選挙人名簿に登録しなかつた場合等の通知)

して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。 を在外選挙人名簿に登録しなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者

2 (略)

(在外選挙人証の記載事項等)

第二十三条の七 (略)

2·3 (略)

れた変更後の住所)

に居住しているかどうかを確認しなければならない

(在外選挙人名簿に登録しなかつた場合等の通知)

人名簿登録申請者の在外選挙人名簿登録申請書を送付した領事官を経由その旨を外務大臣及び法第三十条の五第三項の規定により当該在外選挙を在外選挙人名簿に登録しなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、第二十三条の六 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録申請者

ならない。付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければ在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつたときは、遅滞なく、理由を正明村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について

して当該在外選挙人名簿登録申請者に通知しなければならない。

|十三条の七||在外選挙人証||(在外選挙人証の記載事項等)

第二十三条の七 在外選挙人証には、次に掲げる事項を記載するものとす

る。

一 選挙人の氏名及び生年月日

一 選挙人の国外における住所

三 その他総務省令で定める事項

に係る事項の記載を受けなければならない。 名簿の属する市町村の選挙管理委員会に届け出て、在外選挙人証に変更挙人の住所を管轄する領事官を経由し、その登録されている在外選挙人 、在外選挙人証を添えて、在外選挙人名簿に関する事務について当該選 2 選挙人は、在外選挙人証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく

3 前項の規定による届出は、記載事項の変更の届出書に在外選挙人証の

4 第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省令で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由することを要しない。 ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報の理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。 (略)

5

めるときは、この限りでない。所その他総務省令で定める記載事項である場合において、総務省令で定ばならない。ただし、変更を生じた記載事項が選挙人の国外における住記載事項に変更を生じた事実を証するに足りる文書を添えて、しなけれ

なければならない。

録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送付し命で定める書類を添えて、直ちに外務大臣を経由して、当該選挙人の登第二項の場合において、領事官は、同項の規定による届出書に総務省

4

第二十三条の四第一項及び第二項の規定は、第二項の規定による在外選挙人面のとする。第二十三条の四第一項及び第二項の規定は、第二中の規定による届出をする者」と、「法第三十条の五第一三条の七第二項の規定による届出をする者」と、「法第三十条の五第一三条の七第二項の規定による届出をする者」と、「法第三十条の五第一三条の七第二項の規定による届出の内容での規定による申請」とあるのは「当該届出の内容が事実である」とあるのは「当該届出の内容が事実である」とあるのは「当該届出の内容が事業である」とあるのは「当該届出の内容が事実である」と表示の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において選挙人記述の規定による在外選挙人記述の記載事項の変更の届出について準用する。この場合において選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外選挙人記述の規定による任外

項の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければな挙人証に規定する信書便(以下「郵便等」という。)をもつて、第二に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者に規定する特定信書便事業者に規定する特定信書便事業者による同法第二条第二項の規定による届出に基づき在外選項の規定による届出をした者に、第二項の規定による届出に基づき在外選項の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければなる信書の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければなる信書の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければなる信書の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければなる信書の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければなる信書の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければなる信書の規定による届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければな

官を経由して、当該により、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事が入証に変更に係る事項を記載した場合には、総務省令で定めるところが一番が、一個の選挙管理委員会は、第二項の規定による届出に基づき在外選

届出をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければな | 項の

項にお	
付しない	付しなければならない。
	付した領事官を経由して、当該申請をした者に、当該在外選挙人証を交
	おいて準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送
挙 人 証 ·	挙人証を再交付する場合には、総務省令で定めるところにより、前項に
3 市町	3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選
0	
第一項	
用する。	
2 前条	2 (略)
三そ	
二在	
一在	
管理委	
を経由	
外選挙-	
第二十三	第二十三条の八 (略)
(在外)	(在外選挙人証の再交付)
必要なす	
7 前各	7 (略)
した者	
り第二	
困難で	
らない。	らない。

した者に当該在外選挙人証を交付しなければならない。
り第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該届出を困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び第四項の規定によるない。ただし、当該届出の際に、郵便等をもつて交付を受けることが

必要な事項は、総務省令で定める。
- 前各項に規定するもののほか、在外選挙人証の記載事項の変更に関し

外選挙人証の再交付)

『理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。と経由して、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙外選挙人名簿に関する事務について当該選挙人の住所を管轄する領事官一十三条の八 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、在

- 一 在外選挙人証を亡失し、又は滅失した場合
- 二 在外選挙人証を汚損し、又は破損した場合
- 三 その他総務省令で定める場合
- 。 第一項」と、「届出書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする第一項」と、「届出書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条2 前条第四項の規定は、前項の在外選挙人証の再交付の申請について準
- 挙人証を再交付する場合には、郵便等をもつて、同項の規定による っ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による申請に基づき在外選

項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を受けることが困難である旨の申出があつた場合には、外務大臣及び前付しなければならない。ただし、当該申請の際に、郵便等をもつて交付申請をした者に、当該在外選挙人証を交

8 (略)

(出訴期間の特例)

書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」 第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内 第二十三条の十二 法第三十条の九第一項において読み替えて準用する法 第二十三条の十二 法第三十条の九第一項において読み替えて準用する法 第二十三条の十二 法第三十条の九第一項において読み替えて準用する法

(在外選挙人名簿から抹消した場合等の通知)

という。)により送付する場合とする

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一

旨を 経由領事官を経由して、その者に通知しなければならを在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その限る。)の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第三号に係る部分に

2

交付しなければならない。を送付した領事官を経由して、当該申請をした者に当該在外選挙人証を

項は、総務省令で定める。 前三項に規定するもののほか、在外選挙人証の再交付に関し必要な事

4

(出訴期間の特例)

第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内第二十三条の十二 法第三十条の九第一項において読み替えて準用する法

郵便等

により送付する場合とする。

(在外選挙人名簿から抹消した場合等の通知)

第二十三条の十四 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一(第一
第二十三条の十四 市町村の選挙

ない。

3 事項に係る記載(法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをも ている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める たときは、遅滞なく、その旨を つて調製する在外選挙人名簿にあつては、 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録され 記録)を修正し、又は訂正し

(在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知)

しなければならない。

第二十三条の十五 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者につい の登録をされるべきでなかつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨 除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。)の際に在外選挙人名簿 て在外選挙人名簿の登録(在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを

ればならない。 れている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなけ を 当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録さ

2

(略)

経由領事官に通知

3 事項に係る記載(法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをも たときは、遅滞なく、その旨を外務大臣を経由して、経由領事官に通 ている者について、その登録されている氏名その他の総務省令で定める しなければならない。 つて調製する在外選挙人名簿にあつては、 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録され 記録)を修正し、又は訂正し

(在外選挙人名簿から抹消すべき事由に関する通知

第二十三条の十五 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者につい を外務大臣を経由して、当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録さ 除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。)の際に在外選挙人名簿 ればならない。 れている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなけ の登録をされるべきでなかつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨 て在外選挙人名簿の登録(在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを

者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に 知つたときは、 でなかつたこと(その者の国外における住所に関するものに限る。)を 名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿への登録の移転をされるべき 通知しなければならない。 外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人 遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき